# 新型コロナウイルス感染症への対応について

## <生活福祉資金 特例貸付の実施>【地域福祉政策課】

全活福祉資金貸付 最大貸付額200万円

## 生活福祉資金貸付 《緊急小口資金》

3/25~

#### 最長1か月、最大20万

#### 【対象者】

・一時的に生計の維持が困難となった方

#### 【貸付上限額】

・個人事業主等の特例の場合 20万円以内

【据置期間】 1年以内※ 【償還期限】 2年以内

《<u>実績(3月19日時点)</u>》 7,845件、1,357,270千円

※令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付は令和4年3月末まで延長

## 生活福祉資金貸付《総合支援資金》

初回3か月分

4/20~

延長3か月分

7/20~

#### 最長6か月、最大120万

#### 【対象者】

・生活再建までの生活費が必要な方

#### 【貸付上限額】

·2人以上 月20万円以内 (最大60万円)

【据置期間】 1年以内※ 【償還期限】 10年以内

《<u>実績(3月19日時点)</u>》 5,339件、2,819,460千円 特例期間の受付期間中に1回 のみ延長が可能

※自立相談支援機関による相談 支援を受けることが要件

#### 【貸付上限額】

·2人以上 月20万円以内 (最大60万円)

《<u>実績(3月19日時点)</u>》 3,364件、1,775,520千円

### 再貸付の実施

2/19~

#### 最長3か月、最大60万

#### 【対象者】

- ・緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
- ※自立相談支援機関による相談 支援を受けることが要件

#### 【貸付上限額】

·2人以上 月20万円以内 (最大60万円)

【据置期間】 3年以内

《<u>実績(3月19日時点)</u>》 2,186件、1,138,360千円

住民税非課税の場合は、資金種類ごとに一括して償還を免除

## 非正規雇用労働者等に対する緊急支援策(抜粋)(令和3年3月16日)

- ○緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の継続
  - ・特例貸付の申請受付期間を令和3年3月末から同年6月末に延長
- ○住居確保給付金の再支給の4月以降の継続 就業等により一旦支給が終了した方への再支給の申請期間を令和3年3月末から同年6月末に延長
- ○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)の支給 児童扶養手当を受給している世帯等の児童やその他住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童一人当たり一律5万円を支給

#### <生活保護に関すること>【福祉指導課】

■ 申請及び開始状況

【申請】令和元年 1,917 件  $\Rightarrow$  令和 2 年 1,638 件(対前年比 85.4%) 【開始】令和元年 1,473 件  $\Rightarrow$  令和 2 年 1,270 件(対前年比 86.2%)

- コロナ禍における生活保護決定に際しての弾力的な運用
  - ①自動車の処分の留保
  - ②自営業のために必要な店舗・器具等の処分の留保
  - ③解約返戻金のある保険の解約の留保
  - ④家賃が基準額を上回る場合の転居指導の留保 など
- 親族への直接照会を不要とする場合の明確化と見直し
  - ① 特別な事情があり明らかに扶養ができない場合
    - <追 加>○借金を重ねている
      - ○相続をめぐり対立している
      - ○縁を切られている など
    - <見直し>○音信不通の期間 20年間 ⇒ 10年程度
  - ② 扶養を求めることにより明らかに自立を阻害されると認められる場合
    - <追 加>○虐待等の経緯がある

#### くひとり親家庭等への支援>【児童家庭課】※非正規雇用労働者等に対する緊急支援策

- 子育て世帯生活支援特別給付金(低所得のふたり親世帯を含む)
  - ○支給対象者:①児童扶養手当受給者等
    - ②①以外の住民税非課税世帯の子育て世帯
  - ○給付額:児童一人当たり一律5万円
  - ○手 続き:①児童扶養手当受給者については、申請不要。直近で収入が減収した

ひとり親世帯については、申請に基づき支給

- ②その他世帯は、申請に基づき支給の予定(現時点では詳細不明)
- ○支給時期:5月上旬頃以降、可能な限り速やかに支給
- ひとり親家庭住宅支援資金貸付
  - ○支給対象者:児童扶養手当受給者(同等の水準の者を含む)であって、母子父子 自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者
  - ○貸付額:月額4万円(上限12か月)
  - 〇利 息:無利子
  - ○償 環 免 除
    - ・1年以内に母子父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を 1年間継続したとき
    - ・死亡又は障害により償還することができなくなったとき(全部又は一部) など